

長野県国土調査事業補助金交付要綱

【長野県事務処理規則（昭和39年2月24日規則第5号）による読み替え後全文】

制定 平成29年2月22日付け28農整第871号農政部長通知

最終改正 **令和4年3月9日付け3農整第1129号**農政部長通知

（趣旨）

第1 この要綱は、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）及び国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）に基づき、市町村及び土地改良区等が実施する国土調査事業に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（種類、経費及び補助率）

第2 第1の補助金に係る国土調査事業（以下「補助事業」という。）に要する経費及びこれに対する補助率は、別表第1の経費欄及び補助率欄に掲げるとおりとする。

（補助金交付決定前の着手）

第3 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、地域振興局長からの補助金の割当の内々示があり、補助金交付決定前に補助事業（別表第1の2の補助事業を除く。）に着手する必要がある場合は、法第6条の4第2項の規定により実施計画書及び作業規程を届け出た日以降に、国土調査事業補助金交付決定前着手届（様式第1号）をあらかじめ地域振興局長に提出し、着手することができるものとする。

2 前項の規定は、補助事業者が変更交付決定前に変更交付決定に係る補助事業（調査面積の増加、調査の各工程の追加等、事業量が増加する場合に限る。）に着手する必要がある場合に準用する。

（交付申請）

第4 規則第3条に規定する申請は、国土調査事業補助金交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 前項の書類の提出期限は、地域振興局長が別に定める。

（補助金の交付条件）

第5 次の各号に掲げる事項は、規則第5条の補助金の交付条件とする。

(1) 補助事業者は、交付決定の金額、調査面積、履行期間、調査の各工程又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとするときは、速やかに地域振興局長に申請して承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに地域振興局長に申請して承認を受けること。

(3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき（補助事業が年度内に完了する場合に限る。）は、速やかに地域振興局長に申請して承認を受けること。

(4) 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しないときは、速やかに地域振興局長に申請

して承認を受けること。

(5) 前各号のほか、補助事業の遂行につき特に必要と認められる事項

(軽微な変更)

第6 第5第1号の軽微な変更は、別表第1の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(変更交付申請)

第7 第5第1号（併せて第3号又は第4号の変更をしようとする場合を含む。）の変更に係る承認の申請は、国土調査事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を地域振興局長に提出して行うものとする。

2 前項の書類の提出期限は、地域振興局長が別に定める。

(変更承認申請)

第8 第5第2号から第4号までの変更に係る承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を地域振興局長に提出して行うものとする。

(1) 第5第2号の場合 国土調査事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

(2) 第5第3号の場合 国土調査事業完了期限延長承認申請書（様式第5号）

(3) 第5第4号の場合 国土調査事業繰越承認申請書（様式第6号）

2 前項第3号の書類の提出期限及び添付書類は、地域振興局長が別に定める。

(補助事業の状況報告)

第9 補助事業者は、補助事業（別表第1の2の補助事業を除く。）の遂行状況を国土調査事業状況報告書（様式第7号）により、11月10日までに地域振興局長に報告するものとする。

2 補助事業者は、前項の報告をしたときは、速やかに地域振興局長が指定する者の同席の下、遂行状況の確認を別表第2の書類等により行い、予算減額、繰越その他の変更が必要と判断したときは、第7又は第8の申請を行うものとする。

3 補助事業者は、第1項の報告とは別に、必要と認めるときは補助事業（別表第1の2の補助事業を除く。）の遂行状況を国土調査事業状況報告書（様式第7号）により報告ができるものとする。

(完了確認申請等)

第10 補助事業者は、第12の完了確認又は出来高確認を受けるため、補助事業の交付決定のあった日の属する年度（繰越承認があった場合は、繰越承認があった翌年度）の3月10日までに、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる書類を地域振興局長に提出するものとする。

(1) 補助事業の完了確認を受けるとき

国土調査事業完了確認申請書（様式第8号）

(2) 補助事業の出来高確認を受けるとき（第5第4号の申請をした場合に限る）

国土調査事業出来高確認申請書（様式第8号）

(補助事業者の完了検査等)

- 第11 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別表第3の書類等を検査することにより完了検査を行い、国土調査事業検査状況調書(様式第9号)を作成するものとする。
- 2 前項の規定は、第10第2号の国土調査事業出来高確認申請書を提出した場合に準用する。

(地域振興局長の補助事業の完了確認等)

- 第12 補助事業者は、第10により国土調査事業完了確認申請書(様式第8号)を提出したときは、できる限り2人以上の者を指定して、地域振興局長による補助事業の完了の確認(以下「完了確認」という。)を受けるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の完了確認において、地域振興局長の求めに応じて、国土調査事業検査状況調書(様式第9号)及び別表第4の書類等の写し又は写真等を提出するものとする。
- 3 補助事業者は、前項の補助事業の完了確認の結果、事業の変更又は廃止と判断したときは、速やかに第5から第8までに従い地域振興局長に申請し、承認を受けるものとする。
- 4 前3項の規定は、第10第2号の国土調査事業出来高確認申請書を提出した場合に準用する。

(実績報告等)

- 第13 規則第12条第1項に規定する実績報告は、国土調査事業実績報告書(様式第10号)によるものとする。
- 2 前項の書類の提出期限は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 補助事業が完了したとき
完了の日から起算して15日を経過した日又は交付決定のあった日の属する翌年度(繰越承認があった場合は、繰越承認があった翌々年度)の4月5日のいずれか早い日まで
- (2) 補助事業の廃止の承認を受けたとき
速やかに
- 3 補助事業者は、補助事業を繰越する場合にあっては、交付決定のあった日の属する年度の補助事業の状況を、翌年度の4月5日までに、国土調査事業年度終了実績報告書(様式第10号)により、地域振興局長に報告するものとする。
- 4 第1項の規定は、規則第14条第2項の規定による是正措置がなされて報告する場合に準用する。

(補助金の交付請求)

- 第14 補助事業者は、規則第13条第1項の補助事業の額の確定後、補助金の交付を請求しようとするときは、国土調査事業補助金交付請求書(様式第11号)を交付決定のあった日の属する年度の翌年度(繰越承認があった場合は、繰越承認のあった翌々年度)の4月13日までに地域振興局長に提出するものとする。
- 2 補助事業者は、出来高の範囲内において、補助金(別表第1の2の補助事業を除く。)の概算払を請求しようとするときは、国土調査事業補助金概算払請求書(様式第11号)を地域振興局長に提出するものとする。

(補助事業に係る経費の支払)

第15 補助事業者は、補助事業に係る経費を交付決定のあった翌年度（繰越承認があった場合は、繰越承認のあった翌々年度）の4月24日までに支払うものとする。

（財産処分の制限）

第16 規則第19条第1項第2号の規定により地域振興局長が指定する財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条第2項2号の規定により地域振興局長が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（大蔵省令に定めのない財産については、地域振興局長が別に定める期間）とする。

3 規則第19条第1項の承認申請書は、国土調査事業財産処分承認申請書（様式第12号）とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第17 補助事業者は、第3の規定による交付決定前着手届、第4の規定による交付の申請、第7の規定による変更交付申請、第8の規定による変更承認申請、第9の規定による補助事業の状況報告、第10の規定による完了確認申請、第13の規定による実績報告、第14の規定による補助金の交付請求又は第16の規定による財産処分の承認申請については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附 則

（施行日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（旧要綱の廃止等）

2 国土調査事業補助金交付要綱（平成14年4月24日付け14農村第82号農政部長通知）（以下「旧要綱」という。）は、この要綱の施行日に廃止する。ただし、旧要綱の財産処分の制限等については、なお従前の例による。

附 則

（施行日）

この要綱は、平成30年3月5日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

（施行日）

この要綱は、平成31年2月14日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

（施行日）

この要綱は、令和2年4月14日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

（施行日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表第1) (第2、第6関係)

経 費	補 助 率	重 要 な 変 更 (経 費 の 配 分)
<p>1 地籍調査費 市町村又は土地改良区等が行う国土調査法第6条の4の規定による地籍調査に要する次の(1)及び(2)に掲げる経費</p> <p>(1) 直接経費 ア 賃金 イ 報酬 ウ 給料 エ 職員手当等 オ 報償費 カ 旅費 キ 需用費 ク 使用料及び賃借料 ケ 安全費 コ 精度管理費 サ 委託料 シ 備品費</p> <p>(2) 附帯経費 ア 賃金 イ 報酬 ウ 給料 エ 職員手当等 オ 報償費 カ 旅費 キ 需用費 ク 使用料及び賃借料 ケ 備品費 コ 共済費 サ 災害補償費 シ 役務費 ス 補償補填及び賠償金 セ 公課費</p>	<p>市町村にあつては当該調査に要する経費の3/4 土地改良区等にあつては当該調査に要する経費の5/6</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の流用で、流用先の経費の30% (当該流用先の経費の30%に相当する額が300万円以下であるときは300万円) を超える増減</p>
<p>2 地籍調査促進緊急対策事業費 市町村が行う国土調査法第19条第1項の規定による認証の請求に係る添付書類等の整備に要する委託料であつて、別紙(地籍調査促進緊急対策事業の細部取扱い)に定める事項を満たすもの</p>	<p>1/2以内</p>	

(別表第2) (第9第2項関係)

確認項目	確認する書類等
記録表の内容	工程管理記録表及びその内容が把握できる書類、実施者検査記録表及びその内容が把握できる書類（いずれも電子データを含む。以下同じ。）
成績表の内容	工程検査成績表（兼成績証明書）及びその内容が把握できる書類
その他成果物の有無	測量結果の記録簿、測量図等

(別表第3) (第11関係)

区分	工程	確認する書類等
地籍調査費	C工程	地籍図根三角点網図、成果簿等
	D工程	地籍図根多角点網図、成果簿等
	E工程	調査図、調査図一覧図等
	F I工程	細部図根点配置図、成果簿等
	F II工程	原図、地籍図一覧図等
	G工程	地籍測定成果簿等
	H工程	地籍簿等
	共通	附帯経費がある場合には、支払に係る命令書及び備品等 補助事業者が業務を委託した場合には、受託業者からの完了報告
地籍調査促進緊急対策事業費	認証の請求	地籍調査の成果の認証の請求に係る添付書類等 地籍調査の成果の認証に係る国土交通大臣からの承認通知

(別表第4) (第12第2項関係)

区分	確認項目	確認する書類等
(1)	事業の履行を証する証拠書類の有無	ア 地籍調査事業費 各工程の網図、調査図、一覧図、配置図、原図、成果簿、地籍簿等 イ 地籍調査促進緊急対策事業費 地籍調査の成果の認証の請求に係る添付書類等 地籍調査の成果の認証に係る国土交通大臣からの承認通知
(2)	実際に取引された事実を示す証拠書類の有無	補助事業者から受託業者への支払に係る支出命令書等 賃金、報酬、給料、職員手当等、需用費、使用料及び賃借料等の支払に係る支出命令書等
(3)	補助事業者により行われた完了検査を示す書類の有無	補助事業者が行った委託事業の検査調書、国土調査事業状況調書等

(様式第1号) (第3関係)

年度国土調査事業補助金(変更)交付決定前着手届

番 号
年 月 日

長野県 地域振興局長 様

補助事業者名

年 月 日付け 第 号で割当の内々示あった 年度国土調査事業について、下記のとおり補助金(変更)交付決定前に着手したいので、長野県国土調査事業補助金交付要綱第3の規定により届け出ます。

記

調査地域	事業内容 (工程)	事業量 (km ²)	事業費 (千円)	補助金希望額 (千円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日

1 補助金交付決定前着手の理由

2 条件

- (1) (変更)交付決定前に事業に着手する際は、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、国土調査法(昭和26年法律第180号)、国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)、地籍調査費負担金交付要綱(昭和33年11月24日付け経企土第130号経済企画事務次官依命通達)、国土調査事業事務取扱要領(昭和45年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達)、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号)、長野県国土調査事業補助金交付要綱(平成29年2月22日付け28農整第871号)、長野県国土調査事業補助金交付要領(平成29年2月22日付け28農整第871号)に定めるところによるほか、関係法令等に従うこと。
- (2) (変更)交付決定後についても、補助金の交付の条件のほか(1)に従うこと。
- (3) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に災害等によって実施した事業に損失を生じた場合は、補助事業者が負担すること。
- (4) 補助金交付決定の額が、交付申請額に達しない場合に対しても異議がないこと。
- (5) 補助金交付決定を受けるまでの期間内は当該事業の計画変更は行わないこと。

(注) 届出に当たっては、当該年度の国土調査法第6条の4第2項に基づく実施計画書及び作業規程を事前に提出すること。

(様式第2号) (第4第1項関係)

番 号
年 月 日

年度国土調査事業補助金交付申請書

長野県 地域振興局長 様

補助事業者名

年度において、下記のとおり国土調査事業（ ）を実施したいので、長野県国土調査事業補助金交付要綱第4第1項の規定により、補助金 円を交付してください。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画及び収支予算書 別紙のとおり
- 3 事業の完了予定年月日 年 月 日

(注) () は、要綱別表第1の補助事業名を記載

(別紙) (別表第1の1の補助事業の場合)

事業計画(地籍調査)

調査地域	精度	縮尺	換算面積	地籍調査面積(k㎡)									調査費		
				C	D	E	F I	F II	G	H			うち直接経費	うち附帯経費	
										地籍図等作成	数値情報化	集成			
													円	円	円
計															

- (注) 1 地籍調査面積欄の符号は、次のとおりとすること。
 C＝地籍図根三角測量 D＝地籍図根多角測量 E＝一筆地調査
 F I＝地籍細部測量 F II＝一筆地測量 G＝地積測定 H＝地籍図及び地籍簿の作成
 なお、航測法及び航測法と地上法との併用法による場合は、それぞれ該当する符合を記載すること。
 2 事業計画には、国土地理院発行の地形図(25,000分の1又は50,000分の1)に別に定める要領【国土調査事業事務取扱要領(昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達)第29関係】により記載したものを添付すること。

収支予算書

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較		摘要
			増	減	
県費補助金	円	円	円	円	
補助事業者費					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較		摘要
			増	減	
地籍調査費	円	円	円	円	
1) 直接経費					
ア 賃金					
イ 報酬					
...					
2) 附帯経費					
ア 賃金					
イ 報酬					
...					
計					

- (注) 1 区分欄は、別表第1の経費欄に従い区分して記載すること。
 2 摘要欄には、ア賃金、イ報酬費などの内訳を記入すること。

(別紙) (別表第1の2の補助事業の場合)

事業計画 (地籍調査促進緊急対策事業)

調査地域	調査面積 (km ²)	事業費	同左財源内訳		備 考
			県費補助金	補助事業者費	
		円	円	円	地籍調査 完了年度 年度
計					

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	本年度予算額	備 考
県費補助金	円	
補助事業者費		
計		

2 支出の部

区 分	本年度予算額	備 考
地籍調査促進 緊急対策事業費		
委 託 料	円	
計		

(様式第3号) (第7関係)

年度国土調査事業補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

長野県 地域振興局長 様

補助事業者名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 年度国土調査事業
() について、下記のとおり実施したいので、長野県国土調査事業補助金交付要綱第
7の規定により、補助金 円を金 円に変更し、交付してください。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画及び収支予算書 別紙のとおり
- 3 事業の完了予定年月日 年 月 日 (変更前 年 月 日)

- (注) 1 () は、要綱別表第1の補助事業名を記載する。
2 様式第2号の別紙を添付し、変更箇所について変更前を上段 () に、変更後を下段に記載すること。
3 併せて第8第2号の申請をするときは、様式第5号(完了期限延長承認申請)の別紙を添付すること。
4 併せて第8第3号の申請をするときは、様式第6号(繰越承認申請)の別紙を添付すること。

(様式第4号) (第8第1号関係)

年度国土調査事業中止(廃止)承認申請書

番 号
年 月 日

長野県 地域振興局長 様

補助事業者名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 年度国土調査事業
() について、長野県国土調査事業補助金交付要綱第8第1号の規定により、下記のとおり中止(廃止)したいので、承認してください。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止(廃止)に伴う経費の配分内容

調査地域	計 画		出 来 高		残 高		残高に対する処理計画	摘 要
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費		

3 収支予算状況

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	収 入 済 額	摘 要

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	支 出 済 額	摘 要

(注) () は、要綱別表第1の補助事業名を記載

(様式第5号) (第8第2号関係)

年度国土調査事業完了期限延長承認申請書

番 号
年 月 日

長野県 地域振興局長 様

補助事業者名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 年度国土調査事業 () について、長野県国土調査事業補助金交付要綱第8第2号の規定により、別紙のとおり完了期限の延長を承認してください。

(注) () は、要綱別表第1の補助事業名を記載

(別紙) (別表第1の1の補助事業の場合)

年度国土調査事業完了期限延長

- 1 期間内に完了できない理由
- 2 期限の延長承認を受けたい期限 年 月 日 (承認前期限 年 月 日)
- 3 事業の進ちょく状況

調査地域	計 画		月 日現在出来高		$\frac{B}{A}$	補助金 交付済額	摘 要
	事業量	事業費 A	事業量	事業費 B			
					%		

4 収支予算状況

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	収 入 済 額	要 収 入 額	摘 要

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	支 出 済 額	要 支 出 額	摘 要

(別紙) (別表第1の2の補助事業の場合)

年度国土調査事業(地籍調査促進緊急対策事業)延長申請地区別表

調査地域	総事業費		交付決定		完了期限	理由	完了期限 延長の場合の完了 期限
	事業費	補助金	事業費	補助金			

(様式第6号) (第8第3号関係)

年度国土調査事業繰越承認申請書

番 号
年 月 日

長野県 地域振興局長 様

補助事業者名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 年度国土調査事業 () について、長野県国土調査事業補助金交付要綱第8第3号の規定により、別紙のとおり繰越を承認してください。

(注) () は、要綱別表第1の補助事業名を記載

(別紙) (別表第1の1の補助事業の場合)

年度国土調査事業繰越

- 1 期間内に完了できない理由
- 2 繰越承認を受けたい期限 年 月 日 (承認前期限 年 月 日)
- 3 事業の進捗状況

調査 地域	計画		月 日現在 出来高		年度末進捗予定		B A	翌年度繰越量		補 助 金 交 付 済 額	摘 要
	事業量	事業費 A	事業量	事業費 B	事業量	事業費 C		事業量	事業費		
							%				

4 収支予算状況

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	収 入 済 額	要 収 入 額	摘 要

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	支 出 済 額	要 支 出 額	摘 要

5 添付書類

- 地域振興局長が別に定める書類 (1 翌債理由書、2 工程表、3 翌債承認要求書、4 箇所別調書及び理由書)

(別紙) (別表第1の2の補助事業の場合)

年度国土調査事業(地籍調査促進緊急対策事業)繰越申請地区

調査地域	総事業費		交付決定		完了期限	理由	繰越の場合の完了期限
	事業費	補助金	事業費	補助金			

(様式第7号) (第9第1項関係)

年度国土調査事業状況報告書

番 号
年 月 日

長野県 地域振興局長 様

補助事業者名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 年度国土調査事業の
10月末の状況について、長野県国土調査事業補助金交付要綱第9第1項の規定により、下記
のとおり報告します。

記

1 年度事業状況 別紙のとおり

(別紙)

年度事業状況 【 補助事業者名 】

〇〇地区

全体業務期間		自	年 月 日						至	年 月 日			計画に対して実施が遅れた理由	
作業項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
地域振興局の中間確認及び補助事業の額の確定に必要な調査	計画													
	実施													
地籍図根三角測量 [C工程]	計画													
	実施													
実施者検査	机上													
地籍図根多角測量 [D工程]	計画													
	実施													
実施者検査	机上													
一筆地調査 [E工程]	計画													
	実施													
実施者検査	現地													
	机上													
地籍細部図根測量 [F I工程]	計画													
	実施													
実施者検査	机上													
一筆地測量 [F II工程]	計画													
	実施													
実施者検査	現地													
	机上													
地積測定 [G工程]	計画													
	実施													
実施者検査	現地													
	机上													
地籍図及び地籍簿の作成 [H工程]	計画													
	実施													
実施者検査 (閲覧前)														
閲覧														
実施者検査														
閲覧		告示	年 月 日				閲覧	年 月 日 ~ 年 月 日						

(注) 調査地域毎に別様によること。

(様式第8号) (第10第関係)

年度国土調査事業完了確認申請書
(年度国土調査事業出来高確認申請書)

番 号
年 月 日

長野県 地域振興局長 様

補助事業者名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 年度国土調査事業
() について、下記のとおり長野県国土調査事業補助金交付要綱第12の規定により
完了(出来高)確認を受けたいので、同要綱第10の規定により申請します。

記

- 1 完了(出来高)予定年月日 年 月 日
- 2 完了(出来高)確認希望日
 - (1) 第1希望日 年 月 日
 - (2) 第2希望日 年 月 日
 - (3) 第3希望日 年 月 日

- (注) 1 () は、要綱別表第1の補助事業名を記載
2 完了(出来高)予定年月日は、補助事業者の完了(出来高)検査予定年月日を記載
3 完了(出来高)確認希望日は、実情に応じて記載

(様式第9号) (第11関係) (別表第1の1の補助事業の場合)

国土調査事業完了検査状況調書
(国土調査事業出来高検査状況調書)

年 月 日

補助事業者 検査員名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 年度国土調査事業(地籍調査)のうち委託業務の完了(出来高)検査の状況は、下記のとおりです。

記

業 務 名						
業 務 箇 所 名						
履 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで					
契 約 金 額			契 約 年 月 日	年 月 日		
完 了 年 月 日 出 来 高 年 月 日	年 月 日		完 了 (出 来 高) 届 受 理 年 月 日	年 月 日		
修 補 指 示 日	年 月 日		修 補 完 了 日	年 月 日		
検 査 年 月 日	年 月 日		※ 修補指示日及び修補完了日は、再検査合格の場合記入します。			
検 査 内 容 (検査項目及び確認内容を記載)	工 程	確 認 書 類 等	有 無	工 程	確 認 書 類 等	有 無
	C 工 程	地籍図根三角点 網図・成果簿		F II 工 程	原図・地籍図一 覧図	
	D 工 程	地籍図根多角点 網図・成果簿		G 工 程	地籍測定成果簿	
	E 工 程	調査図・調査図 一覧図・		H 工 程	地籍簿	
	F I 工 程	細部図根点配置 図・成果簿		そ の 他		
検 査 結 果						
請 負 (受 託) 者 住 所 ・ 氏 名						
検 査 立 会 者	職 氏 名			—		

(注) 1 検査内容欄の工程について、該当ない場合は取消線を引くこと。

2 補助事業者の完了(出来高)検査において、この様式の記載内容がわかる書類がある場合は、この調書に代えることができる。

(様式第9号) (第11関係) (別表1の1の2の補助事業の場合)

国土調査事業完了検査状況調書

年 月 日

補助事業者 検査員名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 年度国土調査事業（地籍調査促進緊急対策事業）の委託業務の完了検査の状況は、下記のとおりです。

記

業 務 名			
業 務 箇 所 名			
履 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
契 約 金 額		契 約 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日	完 了 届 受 理 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日		
検 査 内 容 (検査項目及び確認内容を記載)	確認書類等		有無
検 査 結 果			
請 負 (受 託) 者 住 所 ・ 氏 名			
検 査 立 会 者	職 氏 名	—	

(注) 補助事業者の完了検査において、この様式の記載内容がわかる書類がある場合は、この調書に代えることができる。

(様式第10号) (第13第1項、第3項関係)

年度国土調査事業実績報告書
(年度国土調査事業年度終了実績報告書)

番 号
年 月 日

長野県 地域振興局長 様

補助事業者名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 年度国土調査事業
() を下記のとおり実施(廃止)したので、長野県国土調査事業補助金交付要綱第
13の規定により、実績を報告します。

記

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| 1 事業の目的 | |
| 2 事業実績及び収支精算書 | 別紙1のとおり |
| 3 取得財産調書 | 別紙2のとおり |
| 4 事業完了(廃止)年月日 | 年 月 日 |
| 5 添付書類 | 国土調査事業検査状況調書(様式第9号)の
写し又はこれに相当する書類 |

- (注) 1 () は、要綱別表第1の補助事業名を記載
2 国土調査事業年度終了実績報告書の場合、「4 事業完了(廃止)年月日」は予定
を記載

(別紙1) (別表第1の1の補助事業の場合)

事業実績(地籍調査)

上段: 交付済決定額
 中段【】: 年度内遂行実績額
 下段<>: 翌年度繰越額

調査地域	精度	縮尺	換算面積	地籍調査面積(km ²)									調査費		
				C	D	E	F I	F II	G	H			うち直接経費	うち附帯経費	
										地籍図等作成	数値情報化	集成図			
													円	円	円
計															

- (注) 1 地籍調査面積欄の符号は、次のとおりとすること。
 C=地籍図根三角測量 D=地籍図根多角測量 E=一筆地調査
 F I=地籍細部測量 F II=一筆地測量 G=地積測定 H=地籍図及び地籍簿の作成
 なお、航測法及び航測法と地上法との併用法による場合は、それぞれ該当する符合を記載すること。
 2 第6に定める軽微な変更がある場合は、変更前を上段()書に、変更後を下段に記載すること。
 3 事業計画には、国土地理院発行の地形図(25,000分の1又は50,000分の1)に別に定める要領【国土調査事業事務取扱要領(昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達)第29関係】により記載したものを添付すること。
 4 H(地籍図等作成)工程実施の場合は、国土調査法第17条の規定による公告の写しを添付すること。
 5 国土調査事業年度終了実績報告書に添付する場合は、交付済決定額を上段に、年度内遂行実績額を中段【】書に、翌年度繰越額を下段<>書に記載すること。

収支精算書

上段: 交付済決定額
 中段【】: 年度内遂行実績額
 下段<>: 翌年度繰越額

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較		摘要
			増	減	
県費補助金	円	円	円	円	
補助事業者名					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較		摘要
			増	減	
地籍調査費	円	円	円	円	
1)直接経費					
ア 賃金					
イ 報酬					
...					
2)附帯経費					
ア 賃金					
イ 報酬					
...					
計					

- (注) 1 収支予算書に準じて記載すること。
- 2 第6に定める軽微な変更がある場合は、変更前を上段（ ）書に、変更後を下段に記載すること。
- 3 国土調査事業年度終了実績報告書に添付する場合は、交付決定済額を上段に、年度内遂行実績額を中段【】書に、翌年度繰越額を下段<>書に記載すること。

(別紙1) (別表第1の2の補助事業の場合)

事業実績 (地籍調査促進緊急対策事業)

上段: 交付済決定額
 中段【】: 年度内遂行実績額
 下段<>: 翌年度繰越額

調査地域	調査面積 (km ²)	事業費	同左財源内訳		備考
			県費補助金	補助事業者費	
		円	円	円	
計					

収支精算書

上段: 交付済決定額
 中段【】: 年度内遂行実績額
 下段<>: 翌年度繰越額

1 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	備考
県費補助金	円	円	
補助事業者費			
計			

2 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	備考
地籍調査促進 緊急対策事業費			
委託料	円	円	
計			

- (注) 1 収支予算書に準じて記載すること。
 2 第6に定める軽微な変更がある場合は、変更前を上段()書に、変更後を下段に記載すること。
 3 国土調査事業年度終了実績報告書に添付する場合は、交付決定済額を上段に、年度内遂行実績額を中段【】書に、翌年度繰越額を下段<>書に記載すること。

(別紙2) (別表第1の1の補助事業に限る)

取得財産調書

区分	名称	形状 寸法	数量	単価	取得 価格	取得年 月日	処分制限期間	
							耐用年数	処分制限 年月日
地籍調査				円	円		年	

(注) 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(様式第11号) (第14関係)

年度国土調査事業補助金交付請求書
(年度国土調査事業補助金概算払請求書)

番 号
年 月 日

長野県 地域振興局長 様

補助事業者名

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった 年度国土調査事業補助金
(地籍調査) を下記のとおり交付 (概算払) してください。

記

1	補助金確定額 (交付決定額)	円
2	前回までの受領額	円
3	今回の請求額	円
4	合 計	円
5	残 額	円

(様式第12号) (第16第3項関係)

国土調査事業財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

長野県 地域振興局長 様

補助事業者名

年度において国土調査事業により取得した財産について、下記のとおり使用し（譲与し、交換し、貸し付けし、担保に供し）たいので、補助金交付規則第19条第1項の規定により承認してください。

記

- 1 財産の処分内容
- 2 処分対象の財産内容
- 3 取得時の状況

事業名	取得財産の内容	取得金額	取得年月日	取得金額の内容		摘要
				補助金	その他	

- 4 処分別の方法、価格、貸付年月日、条件等